

静岡県弁護士会ニュース

〈災害時Q&A集〉 発行:R4.9.27

令和4年
台風15号

静岡支部 054-252-0008

浜松支部 053-455-3009

沼津支部 055-931-1848

<https://s-bengoshikai.com>



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association

※ 本ニュースの情報は令和4年9月27日時点のもので、その後の法改正や制度の適用、変更などの可能性があります

※ 災害の種類や地域によって、適用されている法律が異なるため、使える支援制度が、災害と場所で異なることに注意して下さい。不明なときは役所などにご相談を

写真撮影・浸水対処

り災証明書

被災者支援制度

支援制度の資料

住まいの支援

借入れの支援

自動車の支援

罹(り)災証明書の調査や、保険会社・共済の調査に備え、片づけをする前に、被災した建物、車、家財などを様々な角度や、様々な距離(遠く・近く)で撮影し、たくさんの被害の写真や動画を残しておきましょう。写真の撮り方は、右の冊子にも記載があります。
浸水の深さがわかるように撮影することも大切です。
保険・共済会社へのご相談も忘れずに。
保険会社がわからないときは「自然災害等損保契約照会センター」へ(日本0120-50-1331/外資系03-5425-7850)

制作
「震災がつなぐ全国ネットワーク」



浸水した家屋をそのままにすると、建物が傷み、健康被害にもつながります。床下の掃除、乾燥、消毒や、壁の中の断熱材の処理などについて、左の冊子を参考に無理のない範囲で対処しましょう。

ボランティアの協力も遠慮せず頼んでください。窓口は、ボランティアセンター又は社会福祉協議会です。



全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊 準半壊 一部損壊

り災証明書は、役所に申請すると、被害調査の上で、上の表のように全壊、大規模半壊などと判定され、交付される住宅被害の証明書です。多くの支援制度が、このり災証明書と結びついているので、り災証明書の申請はとても大切です。



り災証明書の調査は、①浸水の深さ等で判断される場合(第一次調査)と、②建物全体の壊れぐらいに点数をつけて評価する場合(第二次調査)があります。
どちらの場合でも、再度の調査をお願いすることができます。ただし、再度の調査により、判定が下がることもあります。

判定に疑問がある場合には、役所に理由(第二次調査の場合には評価点数など)を聞いてみましょう。それでも納得できなければ、弁護士など専門家にご相談を。り災証明の調査は、QRコード(右)にある内閣府の指針に沿って行なわれています。



国や自治体などには、様々な支援制度がありますが、大きくわけると、
①住まいに関する支援
②お金がもらえる支援
③お金が借りられる支援 にわかれます。
支援制度は、もらったり災証明書の判定や、様々な法律の適用の有無によって異なります。
まずは自分が使える支援制度がどれなのか、

それでいくらもらえるのかなどを知ることが大切です。支援制度は大切なものです。一方で、たとえば応急修理制度を使うと、その後応急仮設住宅に入れなくなったり、公費解体制度を使えなくなるなどの制限が生じこともあります。弁護士などに相談し、制度の内容をよく理解した上で申請しましょう。



支援制度の内容や、使い方を知るために、説明動画、支援制度の一覧表、り災証明書と支援制度の関係表など様々なツールがあります。

① YouTube動画



被災者の支援制度について
動画で解説しています
(一部改正前の金額の点
ご注意ください)

② 被災者支援チェックリスト



日本の支援制度を種類ごとに
まとめた電車の時刻表の
ような形のカードです

③ 被災者支援カード(表・裏)



特に重要な9つの支援制度について
まとめたカード(表)と、罹災証明の
判定と使える制度の関係をまとめた
カード(裏)です

応急修理(補助)制度
半壊以上 65.5万円
準半壊 31.8万円
被災した住宅の修理の
補助制度です。ただし、
使うと仮設住宅や公費解
体の資格を失うことがあ
りますのでご注意下さい。

応急仮設住宅
被災者のための住
居を提供する制度
です。入居資格は
役所にご確認くださ
い。通常の災害で
は2年間が入居期
間の上限です。

お金の支援

国のが被災者生活再建支援金と静岡県の独自制度
その地域に被災者生活再建支援法が適用されると、
り災証明書の判定によっては、国からの住宅再建の
支援金がもらえることがあります。
①基礎支援金 ②加算支援金
の2つからなり、合計最大300万円(単身世帯は4分
の3)が支給されます。全壊や、大規模半壊の人しか
もらえない誤解されることもありますが、住宅が半壊

以上の判定等で、役所に相談し、やむを得ず住宅
を解体した世帯なども、支給対象になります。
詳しくは、上の「水害にあったときに」の冊子に具
体的な支給額が記載されていますのでご覧くだ
さい。各自治体独自の支援も隨時ご確認ください。
また、静岡県には、被災者生活再建支援法が適
用されない場合でも、国の支援金と同額がもらえ
る被災者自立生活再建支援制度もあります。

◆ 災害弔慰金法による貸付【市町】

災害援護資金貸付制度(負傷・住家被害など 最大350万円)

◆ 生活福祉資金制度【社会福祉協議会】

災害援護資金(150万円・無利子~1.5%)

住宅修繕費貸付(250万円が目安) その他も複数の貸付制度あり。

◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付金【市町】

住宅の補修等については200万円以内で貸付。

◆ 建物の再築・購入・修理の際の災害復興住宅融資【住宅金融支援機構】

住宅を建設したり購入したりする際の融資制度。条件は上記機関に相談を。
親子リレーローンが組める場合もあります。

◆ リバースモーゲージ型融資(60歳以上の返済特例)【住宅金融支援機構】

60歳以上限定の、毎月の返済を利息のみとする住宅再建用の貸付け。購入、
再築、修理をする不動産に抵当権の設定が必要。元金は、借りた人が亡くなった
際に不動産を処分するなどして返済。債務が残っても相続人に請求されません。

■ 自動車がなくなってしまった。使えなくなってしまった

登録の抹消についてはお近くの運輸支局に
確認を。

また、車の貸し出しボランティアなど
が実施されることもあります。



解体や撤去

■ 公費解体制度や公費での土砂撤去

災害時には、一定のり災証明以上の住宅
や事業所を無料で解体してくれる公費解体
制度や、公費で土砂を撤去してくれる制度
など様々な制度もあります。
役所などの最新の情報を確認
してください。



弁護士無料相談

054-204-1999

平日10:00~12:00/13:00~16:00受付

弁護士は、法律相談だけをする専門家で
はありません。災害による様々な問題に
皆さまと一緒に悩み、一緒に考える専門家
です。こんなことは聞いても仕方がないと思
わずに、遠慮なくご相談ください。



支援はあります。焦らず、無理をしそぎず、いつでも周りの人や専門家に相談してください！